

一九八九年五月

平城宮発掘調査出土木簡概報(三)

——長屋王家木簡——

奈良国立文化財研究所

長屋親王宮觀大業元年

(× 1)

佛釋氏卑從易必進出又志我之等却保業遠而遠若及若志遠之
 大出抄日子此抄會士黑无奴此急直上
 王叔引世了今持直上漏用无初唯
 大木至台遠出附田空皇親
 空皇令 空皇林

笑命有
 午射
 廣是
 等
 橡葉
 白誘取の透去
 出
 大木
 若前撰白物可及
 合持業遠
 絶之
 急直出
 淨味片
 地
 空皇親

(× 0.45)

移 蔡 拜 王 屬 三 枝
是 吳 德 為 道 布 祿 五
若 三 樽 今 象 也

大 坎 司 女 一 人 像 者 會 而 出
是 身 寸
四 尺 合

新 政 門 各 玩 府 器 之 像 用 米 十 五 粒 布 十 五 葉
是 以 所 倉 歸 一 句 藏 腦 一 始 啟 錯 一 句 右 三

有 系 布 者 若 菊 冰 物 意 也 是 有 系 布 者 若 菊 冰 物 意 也
有 系 布 者

不 月 會 進 上 大 像 四 葉 遠 諸 月
交 笑 二 斗

不 月 會 進 上 大 像 四 葉 遠 諸 月

九月十日太深地

矢口同達上意以一中
達上人私下交

移依所不情收收抑壽急空宜

富月廿日却回刻竟大却飯系念百稻

十月廿日會實人

中達上意以一中
橋大
麻共

十月廿日

山方三子達頰稻系年交

富月廿日會實人

山方三子達頰稻系年交

由法水進後終生休

八月五日

西宮山子一ノ宮一ノ宮

水進後終生休

寸乳持入一ノ宮七ノ宮五ノ宮

加波津色紙 加波津終生休
曾津色紙
有雄物 九川

都祁水進始日

「都祁水進始日」部分写真

(x 0.6)

御所直奉米
是物了
九月十日

安徳大月御所奉米
神日
道元

陸上茂立籠
立月廿日
陸上奉米

古書目
奉米

陸上直奉米
奉米

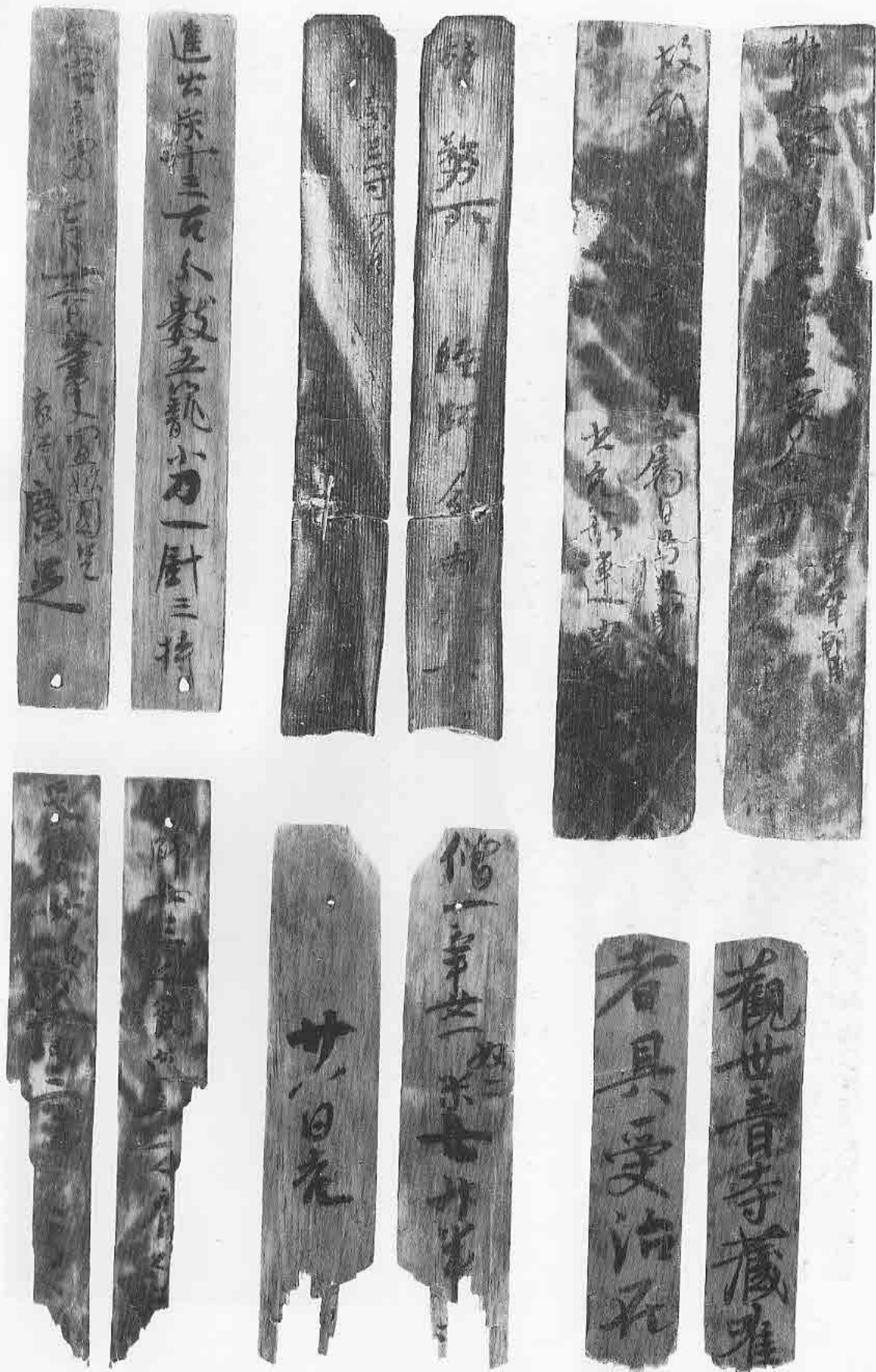
陸上奉米
陸上

陸上奉米
陸上



「都祁米室」部分写真

(x 0.6)



蓮花御書
石女
百廿
海
今
書

位
出
重
臣
安
麻
呂
年廿九
山
有
國
已
當
秋
音
田
三
百
廿
年
之
百
五

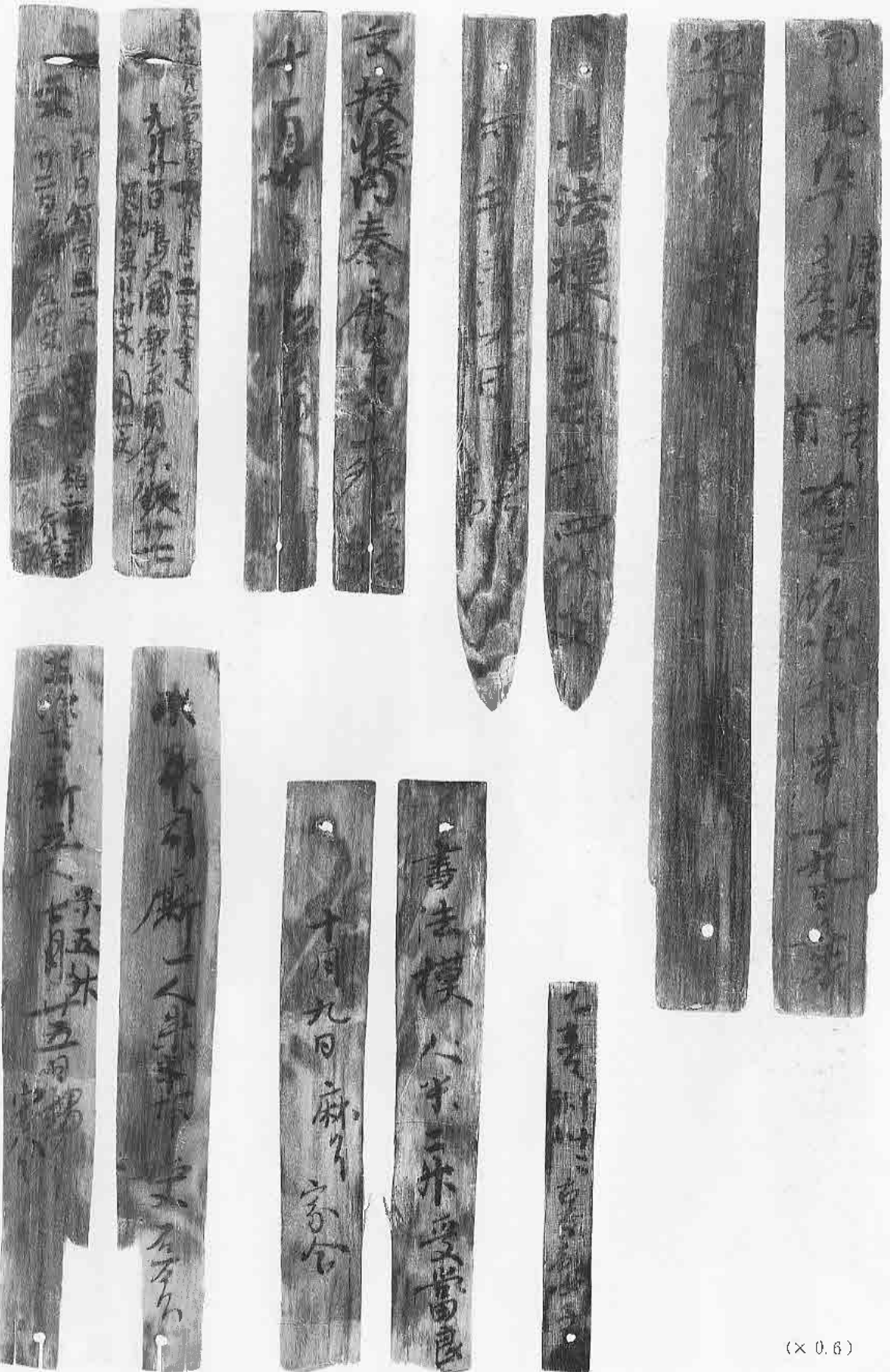
後
八
位
上
治
田
朝
臣
五
百
五
年廿五

九
位
上
田
邊
美
知
年廿四
左
京
日
二
百
六
十
三

本
上
司
寺
十
有
日
教
通
新
羅
年
月
日
一
百
一
十
一
年
一
月
一
日
一
百
一
十
一
年
一
月
一
日

百
廿
五

(x 0.6)





(x 0.6)



(x 0.6)

この概報には、さきに公刊した『平城宮発掘調査出土木簡概報二十』（一九八八年五月）以後、平城京跡から出土した木簡のうち、「長屋王家木簡」と仮称している大量の木簡を出土したもののの中から主要なものを収録する。

「長屋王家木簡」の整理はまだ完結していないため、今回の報告はその概報の一とし、今後整理が進み次第、順次刊行していくこととする。

一、木簡出土の地点と状況

左京三条二坊の発掘調査（6AFI区）

第一八六次西・一九〇次・一九三次・一九五次・一

九七次・一九八次A・二〇〇次調査

デバートの建設に先立つ調査で、平城京左京三条二坊の一・二・七・八坪の約四万²mを对象として、一九八六年九月から調査を行っている。

この調査地から出土した木簡のうち一九八七年度以前に行なわれた第一七八・一八四・一八六次の各調査分については既に『平城宮発掘調査出土木簡概報二十』で報告した。

一九八八年度調査で出土した木簡の出土遺構とそのおおよかな点数は以下のとおりである。

八坪東南の木簡溝SD〇一四（約三五〇〇点）、東二坊坊間路の西側溝SD〇〇二（約四〇〇点）、おなじく東側溝SD〇〇一（七点）、「二条大路南側溝」SD一六〇（約七五〇点、ただし第二〇〇次調査分は含まず）、三条条間路北小路の北側溝SD〇一二（三点）、北面築地の北雨落溝SD一五六（一点）、一坪東端の不整形土壙SK一六三（一二点）、井戸SE〇二三（四点）、井戸SE〇五八（一点）、井戸SE〇八八（二点）、井戸SE〇九六（二点）、井戸SE一〇六（二点）、井戸SE一二六（一点）、井戸SE一三二（一点）、井戸SE一四八（五点）である。

このように今年度出土の木簡は出土遺構、出土点数とも多く、とうてい一冊の概報にまとめることができない。したがって、本概報にはSD〇一四という一つの遺構から出土した木簡の一部についてのみ報告し、それ以外の分は次号以後に掲載することとした。また、調査地全体の遺構についてもここでは触れず、詳細は『昭和六十三年平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』等にゆずる。

第193次E調査（6AFI区） 一九八八年八月～九月

南北溝SDO一四

左京三条二坊八坪の東南隅に位置する南北に長い溝であるが、南端は途切れている。幅三・三・四m、長さは現状で南から二・一m分を確認したが、なお北に連続する。深さは遺構面から約〇・八mある。堆積は四層に分かれ、上から「茶褐色粘質土層」「暗褐色粘土層」「木屑層」「粘土混じり灰色砂質土層」となる。このうちの木屑層は約三〇cmの厚さがあり、ここから大量の木簡が出土した。

溝は南が途切れていることもあり、木屑層の上の二層の土は堆積土というよりは埋土と考えられ、流れた痕跡がなく、短期間のうちに廃絶した土壌に近い性格を持つ。したがって、出土遺物は一括資料と判断される。

木簡に記す年紀は和銅四々靈龜二年の間におさまり、溝の年代を示している。『平城宮発掘調査出土木簡概報二十』でも報告したように、調査地全体の遺構はAとDの四時期に区分でき、四坪↓一坪↓四坪↓一坪という宅地割の変遷があるが、このSDO一四はA期の四坪占地の時期にあたる。

木簡の中には「長屋親王宮」をはじめとして、長屋王関係の木簡が多く含まれ、昨年出土の「長屋皇宮」木簡と合

わせ考えると、奈良時代初期のA期の四坪の地が長屋王の邸宅であることが確実となった。

なお、木簡の釈読にあたっては、「長屋王家木簡釈読研究会」の成果を取り入れた。同研究会のメンバーは次の通りである。堀池春峰、鬼頭清明、東野治之、岩本次郎、加藤優、綾村宏、橋本義則、寺崎保広、森公章、渡辺晃宏

二、凡 例

(一) 木簡は内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列するのを原則とした。

(二) 釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「季」「躰」等についてのみ使用した。

(三) 釈文の最下段に出土地点を示す小地区名(アルファベット・数字)、その上段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りである。但し本研究

所では型式番号は四桁の数字を用いるが、本概報では時代を示す千の位を省き、下三桁の数字で表わした。なお端とは、木簡を木目方向においた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6011・6032・6051型式のいずれかと推定される。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033型式のいずれかと推定される。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033・6051型式のいずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

(四) 釈文に加えた符号はつぎの通りである。

くゝ 抹消した文字の字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■ ■ ■ 抹消により判読困難なもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□ □ □ 記載内容からみて上または下に一字以上の文字を推定したもの。

「」 異筆、追筆。

∟ 合点。

- ・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
- カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。
- マ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。
- 〔 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。
- （ ） 右以外の校訂注および説明注。
- 木簡の上端もしくは下端に孔がうがたれていることを示す
- （五） 釈文下のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧つきで示した。但し軸木口に墨書のあるものについては軸の長さや直径を記し、欠損しているときは、現存部分の長弦を括弧つきで示した。なお長さ・幅は木簡の字の方向による。
- （六） 釈文の出土地点の下に付した※印は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。

・〇符 奈良務所下 氈壹床進出

・〇附紙師等 家扶 五月九日少書吏 245・23・3 011 TF11

・〇〇〇〇 家從少書吏 米〇〇〇〇〔塩力〕

・〇无故進上速 進上 (167)・30・2 019 TB11

・〇〇〇〇〔所力〕 其地在蔵鈎未不造者今欲得

・□□□□ 267・(26)・5 081 TE11

謹奏 武蔵国 (173)・(35)・7 011 TC11

・雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足 右人請因倭舞

・故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂 少允船豊 220・37・3 011 TB11 ※

・〇移 政所 各兄麻呂之厭用糸十五絢布十五常 「遣北御倉鑑一勾蔵鑑一塩殿鑑一勾右三」

・〇右糸布者若翁御物交易糸布用又米交易数記進上 附日下部道万呂 九月五日掠石角

304・(26)・5 011 TB11 ※

・符 輕部三狩山辺大人

・白大豆五斗今日進上 内命 十月廿〇日 173・35・2 011 TC11

・〇符 召医許母矣進出急々

・〇 五月九日 家令 家扶 268・41・5 011 TB11

・〇符豐嶋 長親王冊足所進□□ □□急々今進出又飛鳥戸

・若万呂召進出又大炊司一々人進上 附仕丁安万呂 廿一日家令 225・28・2 011 TB11

・符片岡司等 春日□

・十一月四日□ (93)・19・2 019 TC11

・〇移 奈良務所專大物皇子右処月料物及王子等

・〇公料米進出 附紙師等 五月九日少書吏置始国足 家令 家扶

241・28・3 011 TC11

〔給力〕

・〇移 務所 物部麻蘇売七月常食檀宮宜□

・〇 七月七日

扶 從□ □

392・31・6 011 TC11

・移 務所 藥十連進出。

・〇 六月廿九日 □ 。

227・23・4 011 TB11

・〇移 務所 經師分由加六口

・〇附奏忌寸万呂

(198)・26・2 019 TB11 ※

・〇移 務所 立薦三枚 且風梅過布施文 右二種今急進

・〇 大炊司女一人依齊会而召 二月廿日 遣仕丁刑部諸男 家令

369・33・4 011 TF11 ※

・〇移 務所 紀若翁乳母不給□

・〇 山田先生申出 甥万呂 佐官大夫 橡綿 附神安万呂 衣進出角山君安万呂 □□□少上

(242)・17・4 019 TB11

・〇移 司所 米无故急々進上又滑海

・〇 藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家令 家扶 ○ 299・32・4 011 TC11

・〇移 務所 山背御田芸人功卅六常□田苧人功 □

・〇 扶 從廣足 224・(20)・3 011 TB11

・男造 蘭冊枚進出 仕丁

・ 七月七日□□ □□□ 從廣足 (178)・(32)・4 011 TC11

・〇□□処 宇太御□ 仕丁 斷二口 □□分□□

・〇奉 都 故奉可給 即□ □ 物部□□嶋 (293)・35・5 019 TH11

・召 若麻統□麻呂

・從七位下石城村主廣足 □□ (152)・29・4 019 TD11

・移 山背御蘭造雇人卅人食米八斗塩四升可給 輕部朝臣三狩充 奴布伎 ○

・山背□婢女子米万呂食米一斗五升 和銅五年七月廿日大書吏 扶 ○

427・38・4 011 TC11

・〇召 採松根麻呂管入女益女右三人進出 〇

・〇又三月四月五月右三月油持衣縫安麻呂參向 五月十二日鎌足 〇

家扶

320・40・3 011 TC11

・今急召舍人 田中朝臣人上 〔小治田御立〕
〔多比真人〕 〔竹田臣〕 養

・右四人 和銅七年九月廿五日符小野臣 馬 259・(25)・4 081 TB11

・〇〇命 召 子嶋女 二人今急々速 〇

・十一月廿五日 〔 〕 (243)・25・2 019 TB11

・〇菜進出僧分 〔 〕 〇

・〇交易遣布一端 七月四日 〔 〕 〇
〔 〕 黒万呂 從廣足 (125)・26・2 019 TB11

・〇返報 進上米十二斛 太七 合故附草良
小十

・〇下黒万呂 五月廿一日 〔辰時〕 少書吏 家扶 270・24・5 011 TC11

・進出成十三古分数五籠小刀一針三持 〇

・參出辛男 七月廿六日少書吏置始國足 家從〔廣足〕 〇 188・24・4 011 TC11 ※

・〇返抄 米志拾伍斛 塩陸籠 階捌筥 海藻式拾連

・〇右肆色 附即奈良宮万呂 二月十七日午時大伴饗麻呂
〔 〕 權志合机三前 泰道万呂

377・39・5 011 TC11

・九月繫行余米十五斛 斗五升 八月送五斛三斗八升 〇

・右送廿一斛三斗三升 九月廿一日 山田得足 家令 〇
家從

215・28・3 011 TB11

〔送力〕

・〇 三宝布施糸陸約

・附茨田宿祢小弓 三月廿五日 〔家令〕 182・31・5 011 TC11

・山処申彼塩殿在米四斗二升所給進上

・雇人狛人少万呂 又申雇人給食物都無故録狀謹
申急々処分可垂給十一月十五日田辺大

250・29・5 011 TC11

・ 月一日卅日家印屋二具塗辛室一具
始八月一日至九月廿九日

・垂水君大麻呂大 〔 〕 (197)・(23)・6 019 TB11

・片岡進上蓮葉卅枚 持人都夫良女 ○

・御園作人功事急々受給 六月二日真人 ○

・片岡進上菁六斛二斗束在 ○

・十尺束駄六匹 持丁木部足人 ○
十月十八日真人

・片岡進上交菜二斗 奴奈波五把右二種 ○

・持人宿奈女 十二月廿五日真人 ○

・片岡交易進上 阿射美十二尺束 右十四尺束
布々伎二尺束 直廿八文 駄二匹□□

・四月十二日 道守真人

・○片岡進上蓮葉卅枚 持人 都夫良 ○

・○女 六月廿四日 真人 ○

・片岡進上菁□□□持人□□

・□月十二日□□□□
〔道守真人力〕

・片岡進上菁三斛束四尺束 一匹 駄 ○

・檜前連 寸嶋 十月十四日 真人白田古人 ○
倭万呂

・□進上菁廿一尺束駄二匹 ○

・□ 十月八日 真人 倭万呂 ○

・□菁七斛八斗束二尺束駄四匹 ○

・□万呂 十三日 真人「倭万呂」 ○

・大庭御園進上菁菜六十束駄二匹 一馬各卅束 ○

・耳梨御田司進上 芹二束 智佐二把 右四種進上婢
古自二把 河夫毘一把

・間佐女 今月五日太津嶋

・矢口司進上意比一斗 進上人私部亥万呂

・九月十一日太津嶋

230・25・2 011 TG11

191・27・5 032 TE11

266・26・5 011 TD11

(361)・(36)・6 081 TC11

179・31・4 011 TB11 ※

306・(19)・4 081 TC11

213・23・2 011 TB11

(180)・18・2 011 TC11

(201)・29・2 019 TB11

272・28・2 011 TH11

340・28・4 011 TD11

299・38・5 011 TD11 ※

〔遺力〕

・ 藪口雇人米二升寺遣雇人一米一

・ 升 受真山 廿日 □ 家令

201・37・3 011 TF11

〔虫力〕

・ 〇 矢口司移酒口女三斗七升半 □ □

・ 〇 九月下番分伊香三狩

180・22・2 011 TH11

・ 三嶋 田人 □ □

□ □ □ □ 同 □ □

〔嶋力〕

〔米肆拾陸斛力〕

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

・ 春人功加充

和銅八年二月十六日
書吏

238・(24)・3 011 TD11

・ 山口御田作人食米一斛塩 □

・ 和銅八年四月九日

(223)・(13)・5 019 TE11

〔志力〕

・ 西店交易進 □ □

・ 呂五百隻 □ 十二月

164・37・3 032 TD11

・ 自西店進上米十斛

・ 八月十日

(165)・(15)・4 081 TC11

〇 米運功布十常

四常者車借用
遺六常前遺一常右 □

〇 (181)・24・5 019 TC11

進物

加須津毛瓜 加須津韓奈須比
醬津毛瓜 醬津名我

右種物 九月十九日

253・33・4 011 TB11 ※

〇 進上炭廿四籠六月一日卯時鴨伊布賀

289・23・2 011 TC11

進上木二荷七月十三日鴨伊布賀

238・31・6 011 TB11

〇 進上炭十二籠六月廿五日鴨伊布賀

243・21・2 011 TB11

進上炭十二籠十月十八日鴨伊布賀

244・28・3 011 TB11

進上炭十二籠十二月七日鴨伊布賀

238・25・3 011 TC11 ※

・ 進上炭十二籠六月廿一日

・ 鴨伊布加

175・24・3 011 TD11

・進上 意太都智一駄口

・和銅八年八月廿六口

(183)・25・5 019 TE11

・御所進飯二升 受牛甘 侍従六飯九升受口末呂 〇 七日老

(303)・(20)・5 081 TD11

・〇移 進上瓜一隻口又繼而進口

〔欠カ〕

・〇賜故速不怠進 附口口人甥 七月五日

217・30・3 011 TC11

・御所進米口升 受文牛甘 帳内司二升半 受古末呂 九月三日道末呂

(239)・17・3 019 TC11

葛下郡司 進上 口口

(271)・(24)・8 081 TD11

内御所進綾粉米一升 受多々女 七日古末呂 〇

153・(30)・2 081 FE11 ※

・御所人給飯一升 受兄上 〇 十月十五日大君 〇

251・29・2 051 TD11

進御飯米三斗 石女 十月廿日忍海安麻呂

「廣嶋」 〇

258・29・2 011 TF11 ※

・〇進御所米一升 〇 四月二日 石口

(118)・11・2 081 TD11

・〇御所進米七升受口口口 〇「口入」

152・22・2 011 TB11

・内進米三升 受口口 西宮人給米口

・正月十六日口口 口 (190)・27・2 019 TB11

・御所人給米六升 馬甘若翁 御湯曳人四口米四升 受小国女 口口稻虫家令

250・(20)・4 011 TB11

- ・内進米一升 受刀自 ○
- ・女 廿九日 黒万 呂 ○
- ・御所進米一升半 九口
- ・豊国
- ・進大御飯米三斗 □
- ・甥万呂
- ・内親王御許米半升 受宮人女 受大津 ○
- ・九月十六日 豊国 ○
- ・内親王御所進御飯米二升
- ・受高志女 十月廿七日 川原史
- ・内親王御所進米一升
- ・受 小長谷吉備 書吏 十月十四日
- ・内親王御所米一升 受木古 ○
- ・九月廿日 道末 呂 ○
- ・勅旨 石川夫人 糯 阿礼 粟 阿礼
- ・一々物令二斗進 内東人
- ・石川夫人所飯四升 受口角 十九日 □ ○
- ・石川大刀自進五升 受口口 家令
- ・石川夫人進米一升 受乙女 十一月廿日 廣嶋
- ・石川王米一升 受日下部古 八月十二日 甥万呂 ○
- ・石河夫人進米一升 受池女 君万呂 甥万呂
- ・内進米六斗 受久努朝臣 君万呂 家令

126・25・2 011 TB11

(152)・17・3 019 TC11

(158)・27・1 019 TH11

145・29・3 011 TD11

(159)・22・3 019 TB11

146・22・3 011 TB11 ※

168・20・3 011 TC11

238・23・3 011 TF11

249・24・3 011 TD11

(161)・(24)・3 081 TD11

(176)・24・2 019 TF11

264・25・2 011 TC11

259・30・4 011 TC11

・〇員方若翁進米〇
・〇十日酒人〇
〔末力〕
(99)・18・2 019 TE11

・太若翁犬米一升〇〇〇九月十日
〔受方〕

・豊国
(152)・21・3 019 TC11

・若翁犬一口米一升受小自〇
・七月廿三日 綱万呂 〇
206・20・2 011 TC11 ※

・〇太若翁米一升受秦益人
・〇十二月七日〇〇
195・22・2 011 TG11

・〇太若翁進米半 受〇足 〇
・〇十一月九日廣嶋 〇
153・17・4 011 TF11

・若翁大御弓直三文
・〇直〇文受越万呂
157・16・6 032 TC11

・忍海部若翁米四升〇〇
・八月廿日 麻呂〇〇
192・(13)・1 051 TB11

・〇忍海若翁米一升上〇米半升 〇
・〇受廣万呂
〇友瀨 十一月十一日 〇
167・(18)・2 011 TC11

十二月五日始用塩 女豎給塩一籠 高市乳母給二斗 受柝女
(283)・(18)・5 081 TC11

春日宮〇進御米一斗 受大嶋 十二月廿八日家令
306・27・3 011 TF11

・泉幸行仕奉帳内米六升政人 〇
・二〇四升 受古万呂 十九日 首万呂 〇
家令 〇 150・23・2 011 TH11

・〇幸行帳内給飯二斗七升 〇
・〇十二月〇〇〇〇 〇
〔黒万呂力〕
185・25・4 011 TD11

〔二〇力〕
・〇西宮小子〇〇米二升 受万呂
十二月廿二日稲虫 〇 123・26・7 011 TB11

・〇西宮小子二〇米二升 受即
十一月廿日廣嶋 〇 (203)・21・4 051 TF11

○西宮少子二口米二升 受古末呂 廣嶋

○十一月六日 228.41.5 011 TC11

西宮 犬田部劍 工倭文猪 茨田安比等

「□□」(天地逆) 213.25.4 011 TF11

○西宮少子一口米一升受万呂

○八月廿五日 大嶋 166.24.3 011 TB11 ※

西宮侍酒人麻呂米一升 ○

受老良 十一月十日「廣嶋」○ 197.30.3 011 TF11

○西宮少子二口米二升 受望 万呂 ○

○十一月十三日廣嶋 ○ 141.27.2 032 TE11

西宮物□

呂九月廿日 (45).21.2 019 TC11

西宮少子二口米二升 受望末呂 十二月廿五日稻虫 ○ 143.24.2 011 TC11

○西宮少子二口米二升 受□□万呂 十二月廿六日稻虫 ○ 202.22.3 011 TC11

西宮少子一口米一升 受望万呂 十一月十二日稻虫 (191).15.3 019 TC11

西宮少子三口米□ □月三日 綱末呂 (九) (215).(15).2 019 TB11

○大春日朝臣米一升帳内司一升受古万呂 ○ 九月十八日豊国 233.21.4 011 TC11 17

大伴宿祢飯一升半 受大床 ○ 「三日末呂」 ○ 157.16.3 011 TB11

□□边大夫米七合五夕 受□ 九月十八日道万呂 (119).17.3 081 TC11

布勢大夫米一升馬從半升受古末呂 ○ 九月八日道麻呂 ○ 168.22.4 011 TC11

・丹比部廣麻呂飯二升 ○				
・受養万呂 十三日万呂 ○	156・30・3	011	FD11	
嶋麻呂米一升受 九月二日 道守門	(160)・29・2	019	TD11	
・○山口造麻呂米五合受即 ○				
・○三月十五日綱麻呂 ○	250・29・3	011	TE11	
・石辺田君米半升即受九月二 ○				
・日石角 ○	164・18・2	011	TC11	
・□七升 右三種 受鴨伊布加 ○				
・□高安廣足 ○	(167)・(9)・5	081	TC11	
・□□二口米三升置始佐官米七合五夕				
・受麻呂 十四日萬呂	(168)・17・2	019	FE11	
・伊豆国造米一升從半升 受些万呂 ○				
・十一月卅日「廣嶋」 ○	188・21・2	011	TF11	※
辛女米一升 受影女 百足 ○	166・30・3	011	TE11	
廿八日 大書吏 ○				
小依女給米一斗 受大嶋十月廿九日書吏 ○	290・14・4	011	TB11	
・政人二口一升半受万呂				
・十二月十九日甥万呂	202・21・3	011	TB11	
・○政人三米 ^三 升 受古万呂 十六日 麻呂 ○				
・○少書吏 ○	141・18・3	011	TB11	
・政人間飯二升 受友背 ○				
・五日 末呂 ○	174・24・3	011	TD11	
・○政人口口四升半隱伎宰一升古				
・○万呂一升受古万呂八月十七日石角	186・28・2	011	TC11	
・政人二口米三升古□□一升 ○				
・右米四升 受古万呂 十一月廿四日 廣嶋 ○	184・32・6	011	TF11	

・政人三口米三升七合五夕

・右米四升七合五夕 十一口

〔月力〕

(154)・(17)・5 019 TF11

・帳内食米三升半辛女一口米半升 。

・政人一口七合五夕口 十口 末呂 家令 。

182・17・3 011 TF11

・政人三口米四升半 受麻呂 。

・廿二日 石嶋 書吏 。

167・30・4 011 TF11

・政人五口米三升七合五夕

・經師七合五夕 受口万呂 十一月廿二日廣嶋

157・32・4 011 TF11

○政人四口三升受毛人十二月十七日石角

240・26・5 011 TF11

・政人三口司人給川瀬万呂古万呂右八人

・米八升半 受古万呂 九月廿二日

216・18・3 011 TC11

○政人三口米二升五合 受龍末呂 二月四日石角

181・36・2 011 TC11

・政人一口米一升半川瀬万呂二升右米三

升半 六月十八日 豐国 書吏

216・34・3 011 TC11

・政人二口米三升口 受口万呂 。

・十一月六日 「口万呂 書吏」 。

177・19・4 011 TC11

・少子石万呂 米半 。

・二月九日 黒万呂 書吏 。

156・20・3 011 TF11

・少子十三口米一斗三升 受口口 。

・六月廿二日 「綱末呂」 。

224・24・3 011 TF11

・小子十六口米一斗六升尼二口米五升薪三荷直 。

・米九升右米三斗 十二月六日廣嶋 。

296・27・3 011 TF11

・小子 乙万呂 米一升 。

・正月卅日甥万呂 。

134・24・3 051 TF11

・ 少子卅六口米三斗六升受繩麻呂 ○
・ 米一升半受佃万呂 八日萬呂 ○ (156)・15・5 051 TE11

・ 小子十一人米五升半 ○
・ 十一月廿日 甥万呂 大書吏 ○ 233・20・2 011 TB11

・ 少子 古麻呂 二口飯四升 □□ ○

・ ○ 帳内司飯一升受 ○□□ 169・20・3 011 TD11

・ 九日 大父 ○ 234・25・6 011 TD11

・ ○ 下□少子 兄上 右二人飯四升 ○
〔番力〕 梶取

・ ○ 帳内常食一半 嶋廣 ○
・ ○ 二年正月廿日「□□」〔千力〕 165・15・4 011 TD11

・ ○ 受兄上 十月十七日大口 ○ 214・24・3 011 TC11

・ 自 都家来帳内一米半升 ○
・ 十月三日大嶋家令 ○ 113・22・3 011 TB11

・ 少子十四口米七升受乙上 ○
・ 十一月九日 「稻虫 書吏」 ○ 143・16・2 011 TC11

・ ○ 那等申 給遣三種物 ○
・ 四月十二日 即付帳内川瀬造 ○ (182)・25・3 019 TC11

・ ○ 少子十七口米八升半 受瘡男 ○
・ ○ 八月七日 甥万呂 206・17・3 011 TC11

○ 御馬屋犬二口米一升 受乙末呂 古万呂 (163)・22・3 019 TG11

・ 小子十三口米六升半受黑万呂 ○
・ 八月廿日大嶋 ○ 219・26・2 011 TB11

・ ○ 馬司帳内一口米七合五夕 川瀬末呂 ○
・ ○ 二升 受大嶋 七月十三日 綱万呂 ○ 172・28・3 011 TD11 ※

・馬司帳内一□□。

・十一月十八日□□。

160・27・2 011 TD11

・馬寮帳内□

・〇十二口米

(77)・25・3 019 TB11

・馬司大末呂米二升。

・受 八月十二日 甥万呂。

195・35・4 011 TD11

・御犬一米半升 請太 首万呂 家令。

・十九日

178・28・3 011 TC11

・御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右。

・四米四升五月二日 「受板部 黒万呂」

243・33・4 011 TH11

・子生犬一米一升受長麻呂。

・十月十六日山麻呂。

192・34・4 011 TD11

・馬司帳内 甲斐 常石 廣末呂 右四人米。

・□□ 受赤人 「稻虫 書吏」

225・(22)・4 081 TC11

・犬司少子二口飯四升 受益人。

・十月十三日 大口。

206・18・4 011 TD11

・馬司 上野二口 右六口米六升 受□

・鶴二隻米四升 受□万呂。

・十一月六日 君万呂 書吏

204・29・2 011 TB11

・十月卅日

139・28・2 011 TD11

・〇馬司甲斐二人 上野四人 六人

・〇□□^{三升}斗十月十二日「大嶋」_[米]

257・(28)・3 081 TB11

・侍従二飯三升受奈□□_[波]

・十五日老

(188)・21・2 081 TD11

〔妹〕

・侍従三飯四升半受奈口末呂 〇

・十一月四日老 〇

215・28・1 011 TD11

・婢一口米一升半 受三狩 〇

・十月九日 麻呂 家令 〇

165・28・2 011 TB11

・〇侍従四飯六升半受

・〇葛末呂 廿四日老

140・35・4 011 TE11

・縫殿神祭米二升 受少嶋女 四日 〇

・首万呂書吏 〇

233・20・1 011 TB11

・司々充仕丁 津嶋 末呂 右四口飯七升半十九日垂水 〇

・家末呂 「昌武」 〇

271・28・3 011 TE11 ※

・狛人給米一升 受田人 〇

・正月六日書吏 〇

198・18・3 011 TC11

・仕丁二口米二升受牛麻呂 〇

・八月廿口日大嶋 〇

174・(12)・4 081 TF11

・司人給飯六升 受口口 〇

(214)・25・2 051 TD11

・〇人口婢 相口土女三日分食給在 右二人 福女十五日分食給在

・〇和銅五年三月四日 午時 家令

164・30・3 011 TC11

御垣塞廝三人米三升受乎子十二月廿二日甥万呂 〇

225・33・2 011 TD11

・隱伎奴婢四人飯六升 受廣国 〇

・十一月九日 大父 〇

190・21・4 011 TD11

・須保口一人 沓縫一人 革油高家一人 〇

・口口一人米七升 受綾万呂 六月四日 石角 〇 308・42・6 011 TB11

○輿籠持廝八人飯一斗六升 菅生□嶋
二月十九日 273・32・10 011 TD11

・医一口飯一升半 受田部万呂
十月十四日 ○

・山万呂 ○ 221・18・3 011 TD11

・○右京職雇民右二人持草十二尺束 人別六尺束

○□□□ 靈龜元年十一月十九日 廣嶋 306・(13)・3 081 TF11

・○廝□□米七合五夕受自

○ 四月五日石角 227・29・3 011 TF11

・司掃守一口飯二升雇人一口飯二升受 ○

・黒□ 九月九日山麻呂少書吏 ○ 235・23・3 011 TF11

・衛士廝五口米七口

・廿日書吏 (156)・(26)・3 081 TB11

・掃守雇人一口米二升受万呂 ○

・十二月六日「廣嶋」 ○ 203・23・5 011 TE11

・□宮雇人一口米二升□宮□□

〔古力〕 受□万呂 友瀨 179・(21)・2 033 TC11
米半升 正月七日□□

・河内□持雇人米一升半 受□

・十七日 酒人末呂 ○ (186)・19・3 059 TE11

・○車借人六口米三升 受小牒

・○「二百五十口六十」十一月廿二日廣嶋 家令 240・33・3 011 TE11
(天地逆)

○染女三口米一升半 受多々女 182・28・2 011 TE11
□日□□

○縫殿女二口米二升受加毛女十二月十八日君万呂 ○

260・27・3 011 TF11

・矢作一大刀造二人米三升 受別□ ○

・□月□□麻呂 ○ 222・20・3 011 TB11

〔斗力〕
・□作処遣帳内三□五月分食米一斛九□□升

・一□分一人二升半 塩一斗
和銅六年五月一日刑部大□
□人□二升

347・30・2 011 TF11

・轆露師一口米二升受龍万呂 ○

・□月廿三日 君万呂 家令 ○

179・22・3 011 FB11

〔六力〕

・気作二人□日分食二斗四升塩一升二合 ○

〔数百□〕

・十一月十四日廣足 ○

289・31・3 011 FC11

・鍛冶二口米五升受田公 ○

・八月十二日 甥万呂 ○

225・27・4 011 FC11

・椅作工一口米一升 受古万呂

十一月九日稲虫 305・28・3 011 FC11

・司皮作一人米二升半 受 古末呂 九月四日道末呂 ○

247・32・2 011 FC11

・御弓造兵舎人一口絃刺衛士三□飯一斗二升小子 ○
□ □ 六日□ □ ○

280・25・3 011 TD11

・御鞍具作司 背替縫三□ 褥縫二□ 羈縫五□ □ ○

・右十八人米一斗七升二合五夕 九月廿日□ □ ○
受稻積大春日萬侶 □ □

340・(27)・5 081 TD11

・鑄物所 鑄物師二人 雇人一口 四升 ○

・□斛一斗二升 □ □ 閏月十二日 山万呂 ○ 213・39・2 011 TD11 ※

・鑄物師二口飯八升帳内一口二升雇人一口四升 ○

・右四人一斗四升受□ □ ○

290・29・4 011 TD11

・鑄物処 長一口米二升帳内□ □

・三升受龍麻呂 〔八力〕 □月二□ 綱麻呂 242・14・6 065 FC11

・鑄物師二人雇人一人右三人味物

・受祢万呂

閏十一月十六日 150・35・2 011 TE11

・鑊盤所 長一口米二升 銅造一口二升半
 帳内□□一升 雇人二口四升
 (二)

・十二月廿六日 可加流 稻虫
 「稻粟」

・〇銅造所□ 415・26・8 011 TC11

・〇右五人米□ (75)・(21)・2 081 TC11

・籠作衛士四米八升□ 〇

・十二月□□日□□万呂「□□」〇 266・(18)・3 011 TD11

・□工司二人散位寮三人帳内三人仕丁一人 〇

・右九人飯四升半 受物部牛麻呂
 十一月十二日井門□□ 〇 263・36・4 011 TD11

・工司 工四口米八升 右九升 〇
 帳内一米一升

・□□ 〇 245・29・4 011 TE11

・工司 工五口米五升 受道嶋 〇

・□月十一日書吏 〇 215・(21)・2 011 TF11

・要帶師二人奈閉作一人米六升 〇

・受 小治田御立 十月廿一日 □万呂 書吏 〇 188・(21)・5 081 TC11

・〇水取司廨一人米半升 受石万呂 〇

・〇土塗廨五人 米五升 七月廿五日 甥万呂 〇 195・26・2 011 TH11 ※
 家令

・牛乳持参人米七合五夕 受丙万呂九月十五日 〇

・大嶋書吏 〇 252・22・6 011 TB11 ※

・画師一口帳内一口□

・九月十七日 (118)・(21)・3 081 TC11

・画師一口米一升受石嶋十二月十

・十二月十七日□□ 236・31・3 011 TF11

・〇画師四口帳内二口飯一斗

・〇十一月廿六日 受得末呂 少書吏 181・26・5 011 TG11

- ・画師一口米一升受尾張
- ・福賀四日 138・(5)・2 081 TC11
- 画師「安倍□」 (97)・27・4 081 TC11
- ・秩師二口帳内三口雇人一口右六人米
- ・九升受少比須良女十一月十九日大嶋 215・24・1 011 TC11
- ・帙師二口 米四升 帙作帳内二口 米四升半 帳内一口 米 〇
- ・司二人米六斗半 七月一日□□ 〇 (210)・(19)・2 081 TC11
- ・〇書法模人二口米四升受
- ・〇阿手良廿八日 黒万呂 書□ 188・20・2 051 TB11 ※
- ・〇書法模人米二升 受当良「□」
- ・〇 十月九日 麻呂 家令 (160)・24・2 011 TB11 ※
- ・書法作人二口米四升帳内二口
- ・「斯真穂」 (122)・15・2 019 TC11
- ・進米二升 書法模人米二升 〇
- ・廿九日 黒万呂 書吏 〇 (174)・35・3 019 TC11
- ・〇文校帳内秦麻呂米一升 受大徳 〇
- ・〇 十一月卅日石角 〇 158・19・2 011 TF11 ※
- ・〇舍弥七坐供□
- ・〇「□□九斗九升」(天地逆) (102)・33・2 019 TE11
- ・〇明縁沙弥米半升受六人部古万呂十一月 〇
- ・〇七日 得足 少書吏 165・18・3 011 TC11
- ・尼公二米一升半受麻蘇女 〇
- ・九月廿□日大嶋 〇 151・16・3 011 TB11
- 〔等力〕
- ・尼□三坐粥米一升半
- ・受少子 十四日□□ (189)・27・3 019 TD11
- 僧四坐 (52)・(17)・4 081 TE11

〔僧力〕

仏聖□二坐 □□

(243)・(13)・4 081 TE11

・□上 処里四斗

・ 靈龜二年十二月廿日 (96)・20・3 081 TD11

・ 尼二坐米二升半廣女

・ 廿八日万呂 (199)・(13)・3 081 TE11

・ □所給物 海藻二連 醬四升 右四種 受倭麻呂

伊□須一斗□塩四升
〔支力〕

・ 閏十一月六日□□ (265)・28・4 019 TC11

・ ○僧一辛女一 奴二 米七升半□

・ ○ 廿八日老 (147)・31・1 019 TE11 ※

○ 糯米五升 受小嶋女 十一月廿二日稻虫書吏 216・26・5 011 TC11

・ 觀世音寺藏唯□

・ 者具受治在 (117)・15・3 019 TC11 ※

・ ○白米五升右鹿皮作分 受文忌寸

・ ○ 十日万呂 228・23・2 011 TE11

・ ○土師女三人爰造女二人雇人二口

・ ○受曾女九月六日三事 □□ (161)・24・2 019 TB11 ※

粥米一斗三升 □木□□ 十一月十六日 ○ 182・23・5 011 TE11

・ 土師女三人奈閉作一人米八升受曾 ○

・ 女八月廿九日 石角 書吏 ○ 242・28・2 011 TB11

麦粉米六升 受橘女 十一月三日廣嶋 ○ 123・27・3 011 TE11

・ ○土師女三口 雇人二人米一斗受□逆

・ ○小麦粉米二升受酒虫女

・ ○ 七月廿七日三事 甥万呂 233・28・2 011 TC11

・ ○ 十二月卅日 甥万呂 182・37・3 032 TB11

○生粉米一升受小首九月八日大嶋 194・25・2 011 TB11

・粉米一升受酒津女。

・七月十六日石角。 183・37・3 011 TC11

・○年魚酢分米三升受□

・○豊国 家令 □□ (144)・26・1 019 TC11

・酒一缶菜二缶 海藻三
菅塩二斗

・荷持七人可有 (203)・(27)・3 019 TF11

嶋女 年卅六 (管入女力) □□□□ 161・19・4 011 TB11

布刀女 年卅六 186・17・4 011 TB11

乙末呂 年十二 古奈都女子。形小 105・13・3 011 TB11 ※

黒女 年卅七 凡□ (屋力) (218)・24・2 019 TB11

・木上司等十一月日数進 新田部形見 日廿七 夕廿一 秦廣嶋 日卅 夕廿七
忍海安万呂 卅 夕廿六
・十一月卅日 334・30・9 015 TD11 ※

・小治田御立 二月 日廿四 三月 □

・二月 日卅 三月 日廿八 四月 日廿九 五月 夕一 六月 夕三 夕二 夕三

(205)・27・6 081 TC11

无位出雲臣安麻呂 年廿九 山背国乙当郡 上日 日三百廿 夕百八十五 并五百五

(262)・22・6 015 TC11 ※

无位井戸臣百嶋 年廿九 右京 上日 日三百廿六 夕二百六 「并五百卅二」

269・22・7 015 TF11

无位上田造美知 年卅四 左京 「日二百六十三」 304・26・7 015 TB11 ※

・无位上毛野君大山 年五十 紀伊国一東郡 「日二百卅」 303・27・8 015 TE11

從八位上小治田朝臣五百足
年卅五 「不仕」
右京

300・24・6 015 TB11 ※

无位王難波麻呂
年卅二
右京 285・22・11 015 TB11

□□国司□□ 「□具」

国司從五位下鍛冶造大隅 具 ○

□ □ ○

(335)・(15)・4 081 TB11

□從五位下鍛冶造大隅

□司從五位下□造 国 (219)・23・4 081 TC11

・從七位上行家令赤染豐嶋

□ □日十一 226・13・3 065 TC11

・十一月四日店物 飯九十九筭 別筭一文
直九十九文

・酒五斗直五十文 別升一文 138・15・3 032 TC11
右錢一百卅九文

十月八日食直四文知若(廿九日春日二文大書吏)

・ 九月廿一日 嶋大國粟直用余錢廿七
〔大春日臣六文〕人功一文

・ 文 〔即日釘直三文〕十月三日柏直三文

〔廿二日薪直四文 廿三日丈部黑麻呂十文〕

156・23・5 015 TC11 ※

葛木上郡賀茂里米一石 160・30・3 032 TB11

葛木上郡鴨里米一石 165・17・5 033 TC11

櫛原白米一石 114・24・4 032 TC11

石原里俵一石 168・18・5 032 TH11

鳥羽里俵一斛 (158)・19・1 033 TB11

住吉郡大□里俵一石 192・20・5 033 TB11

住吉郡交易進贖塩染阿遲二百廿口之中 大阿遲廿口
小阿遲二百口

219・21・6 031 TC11

- 河内国古市郡古市里金口史口 (285)・(13)・5 081 TF11
- 相模国高倉郡
- 伊勢国川勾郡安麻手里五保 219・24・6 032 TB11
- 海部子首春米一斛 227・31・6 032 TG11
- 志摩国嶋郡舟越里戸主嶋直津得戸口 文師調海松六斤口 和銅七年四月十日
- 相模国高座郡美濃里秦大口 (243)・26・4 039 TG11
- 和銅七年十月
- 志摩国志摩郡道後里 戸主犬甘直得万呂戸口 田君麻呂御海松廿斤 307・30・2 033 TD11
- 志摩国志摩郡道後里 326・36・6 032 TF11 ※
- 船越牟津荒階 136・17・3 033 TG11
- 尾張国愛知郡油口口 尺太郡穴里大伴志伊俵 162・22・4 032 TC11
- 「口俵三斗 三斗」 (天地逆) (95)・21・2 039 TG11
- 犬上郡甲良里前子 115・19・4 033 TG11
- 位戸米六斗
- 尾張国愛知郡中寸若倭部 犬上郡甲良里前子位戸 126・18・3 051 TH11
- 大嶋 米六斗 193・30・4 051 TG11
- 相模国高座郡美濃里秦大口 犬上郡甲良里子部伊知米六斗 156・19・4 051 TG11
- 和銅七年十月 (243)・26・4 039 TG11

〔南方〕
蒲生郡□原里得衣米五斗

152・17・5 033 TF11

片縣郡干六一斗

192・17・4 032 TF11

・蒲生郡西里

・三家人廣麻呂俵

156・24・3 051 TG11

・越前国江沼郡々里葛木直安倍五斗

・江沼臣小□五斗 并一石

〔益力〕

206・20・3 051 TG11

〔安〕

・蒲生郡□支里下上

・戸三斗

158・21・4 033 TG11

・越前国江沼郡々里葛木直安倍五斗

・江沼臣小□五斗 一石

〔益力〕

230・22・3 033 TG11

・蒲生郡西里

・山代連甥麻呂

123・30・4 051 TG11 ※

・江沼郡潮津駅人神人

・石末呂一石

244・20・4 051 TF11

・蒲生郡西里佐々貴山君

・□万呂

128・21・4 051 TG11

・足庭郡井手里□□

・□物部□万呂□□

171・27・5 033 TG11

・高嶋郡川□里人

・丸部臣安万呂□□

(126)・23・2 033 TG11

丹生郡大屋里米一石

丹生郡大屋米一石

176・21・7 033 TF11

147・21・1 051 TF11

・依知郡御贄□□

・□□三□

122・20・4 033 TD11

・丹生郡岡本里□□

・一石

177・20・5 051 TF11

〔老力〕
岡本里物部□一石

194・21・4 051 TE11

・丹波国氷上郡氷上里
・模作麻呂俵

(156)・23・4 033 TE11 ※

・丹生郡朝津里白米一石

・六人部□良六人部□千依

203・30・5 033 TG11

丹波国何鹿高津里
□□交易賸贖一斗五升
持丁高津□石村
〔公力〕

282・37・4 031 TB11

・丹生郡中山里白米一石

・和銅七年 福長国万呂

139・21・3 051 TG11

丹後国小堅魚十連

198・24・5 033 TF11

丹生郡從者里六人部安万呂

203・29・3 051 TF11

・但馬国阿相郡刀我里大贖一斗五升

・都□□ 七年十月

233・18・6 032 TH11

丹生郡□□里粟一斗

140・15・2 051 TB11

出雲国大原郡矢代里大贖老斗伍升

190・20・4 031 TG11

・坂井郡石木部里戸主五百木部否手

・一石古殿

178・16・2 051 TH11

隱伎国 海部郡佐々里 軍布六斤
勝部乎坂

146・27・4 031 TD11

・朝□津里俵一石

・中臣部千馬在

151・22・3 051 TF11

美作国英多郡大野里鉄一連

178・(21)・2 031 TB11

美作国真嶋郡御□□

(115)・21・4 019 TG11

・草原里秦□須

・一石

155・24・4 051 TH11

・備後国葦田郡葦田里

・氷高親王宮春税五斗

193・34・6 033 TG11

・葦田里俵

・一斗

112・21・5 032 TF11

・周防国大嶋郡屋代里□

・麻呂御調塩三斗

(122)・39・5 039 TF11

・〇周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩

・〇三斗

221・44・6 033 TB11

・周防国大嶋郡屋代里□

・大□□御調塩三斗

(241)・34・3 033 TB11

周防国大嶋郡務理里日下部小籠御調塩三斗

241・24・4 033 TC11

〔那力〕

・周防国吉敷郡神前里戸主蘇宜部恵□塩三斗

周防国大嶋郡屋代里弓刊部山村御調塩三斗

237・25・3 032 TC11

・和銅七年十月廿四日

244・30・3 031 TD11

周防国大嶋郡屋代里弓刊首勝日御調塩三斗

338・36・4 032 TC11

周防国大嶋郡

250・34・4 032 TF11

周防国大嶋郡屋代里日奉□

(127)・20・4 032 TC11

・紀伊国安□

・調塩□□

(59)・23・3 019 TB11

周防国大嶋郡屋代里□□呂御□

(195)・22・5 039 TC11

紀伊国无漏郡大海細螺八升

278・25・4 031 TG11

・周防国大嶋郡屋代里凡海直牟良志御

・調塩三斗

239・29・4 033 TD11

麻殖郡酢年魚四斗

169・30・3 031 TB11

周防国大嶋郡屋代里田部久米末呂御調塩三斗

243・27・6 033 TF11

阿波国長郡波羅里黒米五斗

178・20・3 032 TC11

周防国大嶋郡屋代里田部袁御調塩三斗

270・35・6 033 TE11 ※

阿波国切海藻 北

179・21・6 031 TG11

〔鹿力〕
阿波国贄□□□ 北

175・21・5 031 TR11

□鴨里米一石

(130)・22・3 059 TF11

〔南力〕
阿波国那賀郡馭子□□□

236・23・2 031 TD11

・中津山里白米一石五戸
・椋人

(172)・27・6 051 TG11

阿夜郡林田里白米五斗。

170・29・3 011 TF11

・中□里右大殿御物俵

阿夜郡氏部里白米五斗

158・18・5 011 TF11

・一斛額田部□□手

177・16・4 051 TF11

伊豫国越智郡□戸里大贄一雜膳

370・21・5 033 TD11

・服里委連廣嶋
・米一石

170・25・7 051 TG11

伊与国湯郡味酒里鴨部小虫俵

211・19・6 033 TG11

・余戸里御調塩三斗

・和気郡海部里調塩三斗

175・22・4 032 TC11

・一斗五升

113・21・4 031 TF11 ※

・刑部首嶋

175・22・4 032 TC11

余戸白米一石

94・19・3 033 TG11

〔鮒力〕
宗形郡大□□鮓

116・27・4 032 TG11

・石末部里笑原連石足
・白米一石

165・21・3 033 TF11

鴨里宇治部劍米一石

(156)・23・3 033 TG11

三野太里史戸義文俵

鴨里□米一斗

138・22・3 033 TC11

156・20・5 032 FE11

〔椽力〕

野里壬生□人口物一斗五升

150・22・4 011 TF11

意期卅斤

119・20・4 032 TC11

・守部連安麻呂春北宮

・俵一石「上俵」

155・27・12 031 TF11

大角持百六 水平十六 片盤廿
鏡形十 子帖六十

187・28・3 032 TD11

□御贄六十二烈

(75)・23・5 019 TD11

大橋一籠

203・14・3 032 TD11

長屋親王宮餽大贄十編

214・26・4 031 TD11 ※

柿子籠

197・14・3 032 TD11

長屋二斗八升五合

158・24・3 033 TE11

「封」北宮進上 津稅使

300・27・3 032 TB11 ※

小衣八口

78・23・6 032 TF11

北宮進上 「戈戈戈戈戈戈戈戈」
(天地逆)

305・43・2 032 TD11

栗子二升

172・23・2 032 TH11

封 案麻郡司進上 印

(260)・31・(2) 031 TH11

吳桃子

134・24・3 031 TF11

案麻郡司進上

(171)・28・(4) TC11 ※

夏餽

91・14・2 051 TG11 ※

封

□印力

(171)・28・(3) TC11 ※

鮒魚卅三名古魚三

144・28・3 033 TG11 ※

封 (222)・24・8 033 TF11

・百濟郡南里車長百濟部若末呂車三軛米十二斛
上二石
中十石

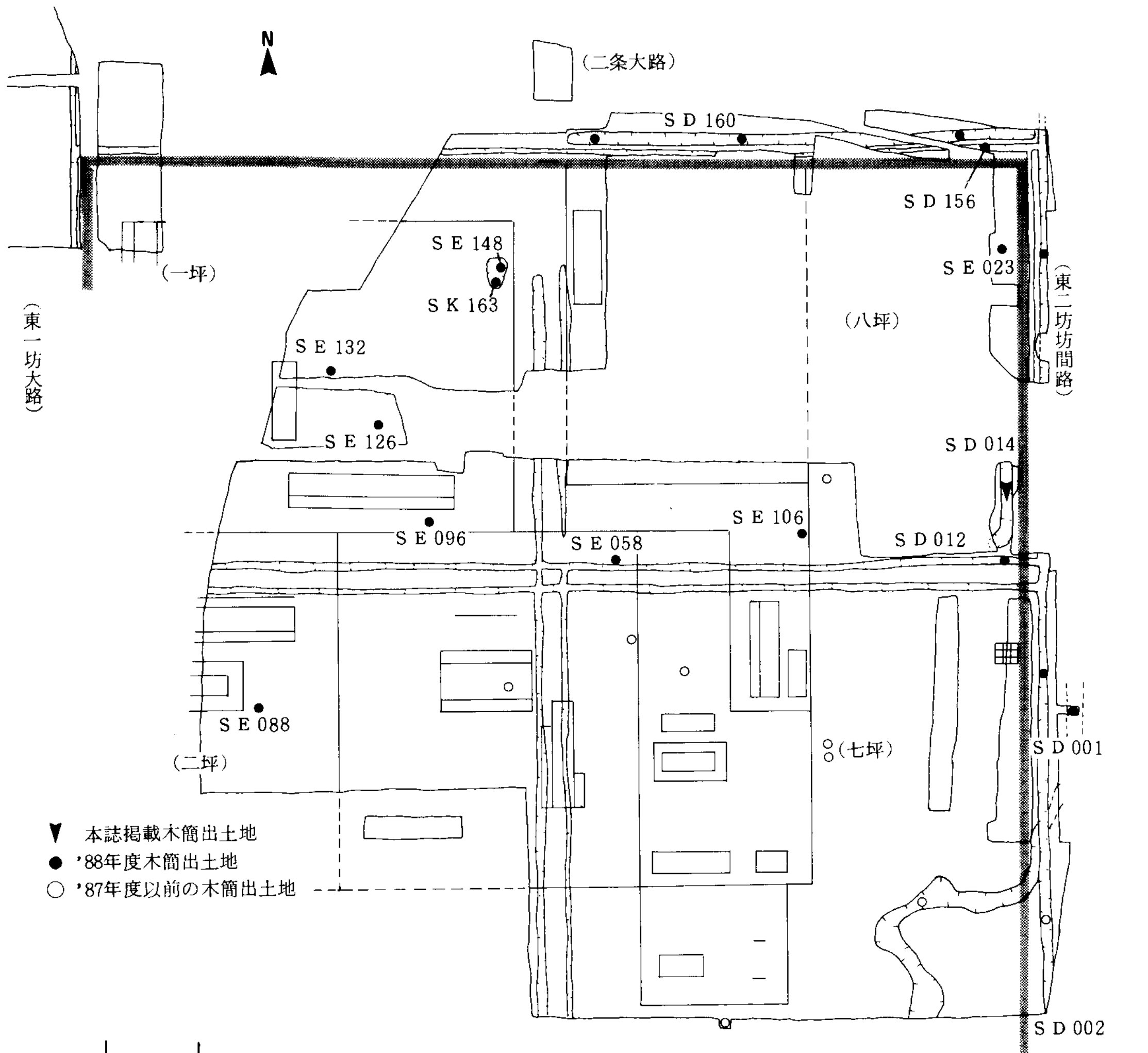
・元年十月十三日 田辺廣国 271・26・5 011 TE11 ※
八木造意弥万呂

・□九册五四九卅六 □□

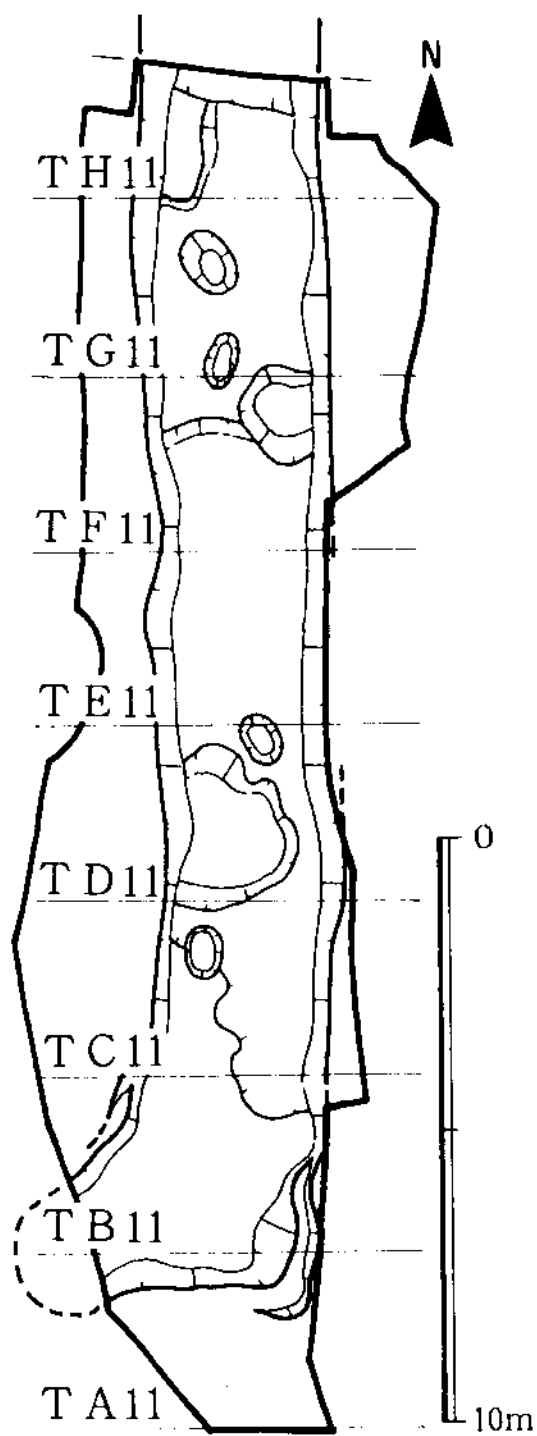
・□ □ (121)・(9)・3 081 TG11

・後皇子 後皇子命宮。

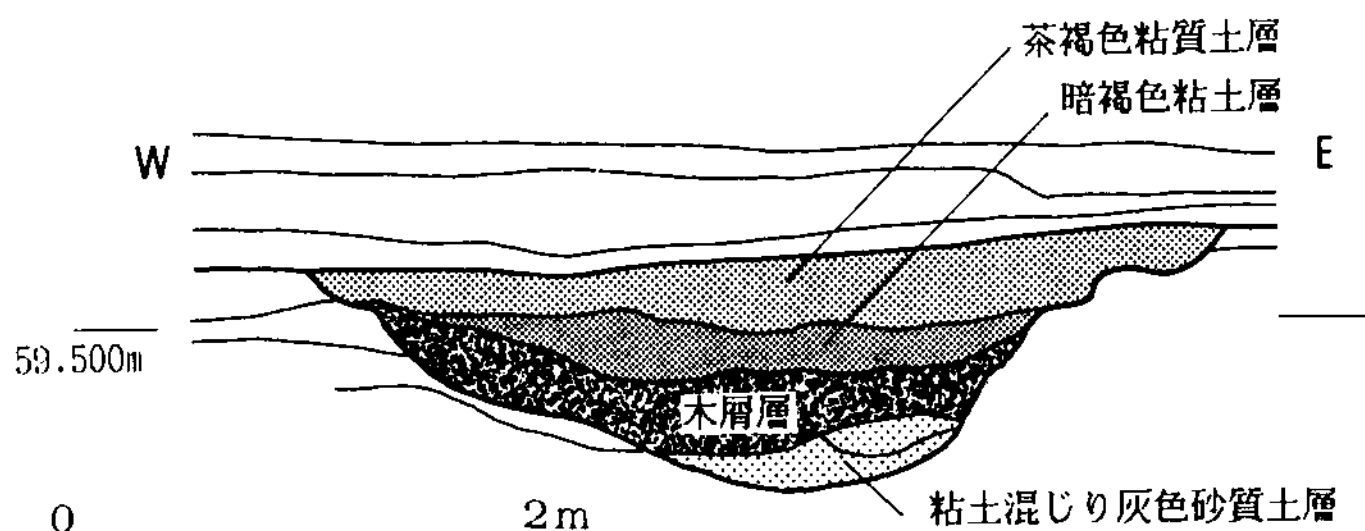
・ □ ○ (166)・13・4 019 TF11



平城京左京三条二坊の遺構略図と木簡出土地



SD014 平面図



SD014 土層図